

# 昭和63年の統計法の改正と個人情報保護

## はじめに

さき頃、東京都が「個人情報保護条例」を制定するとの報道があったが、この機会に昭和63年の統計法の改正で統計法上の秘密保護規定に手を加えた経緯について思い返してみるのもあながち意義のことではないように思う。ちょうどその当時、筆者は、改正の直接の責任者である総務庁の統計基準部長の職にあった。ご案内の通り、この改正は、国レベルの「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」(以下「行政機関個人情報保護法」と略称する。)の制定と密接な関係にあったのである。

## 1. 行政機関個人情報保護法制定の背景

O E C D (経済協力開発機構。本部はフランスのパリ)から、「プライバシー保護とデータの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告」なるものが示されたのは昭和55年9月のことであった。当時私は、この関係を所管する行政管理庁(現総務庁)行政管理局の担当課長職にあったのでその間の事情を多少心得ているが、ついに出されたのかというショックは隠せなかったようと思う。

勧告の内容は、情報化の進展に伴い、個人情報が国境を越えて転々と流通するようになって来たことから、各国が共同して同じような個人情報保護措置をとりましょうというもので、たとえば、個人情報の収集についてはある程度制限を設けては

どうか、また各個人は、収集された自分に関する情報には自由にアクセス出来、それが間違っていたら直させることが出来る、など7つの原則を勧告するものであった。

この問題については、従来からわが国では各方面で検討されて来ているが、特に行政情報に関しては、昭和45年のあの総背番号制論議以降、時代の潮流に即応して検討するというスタンスで、この勧告を機に政府として具体的な検討に入ったということが出来るよう思う。

## 2. 行政機関個人情報保護法の立法化

この勧告への対応措置を検討するため、翌昭和56年から東大法学部の加藤一郎先生に座長をお願いし研究会を開催、また昭和60年になって、元の内閣法制局長官の林修三先生に座長になって頂き、今度はより具体的に立法化の問題を含め研究会を開催、そして他方累次のこの問題推進方の閣議決定などの後押しもあって、具体的に法律案作成が切迫化して来たのが昭和62年秋のことであった。私ども統計基準部においては、ちょうどその頃、もし法案化されるとなるとその内容は、国の行政機関やまた電子計算機処理を対象とする、統計分野についてはさきの林先生の報告書にもあるように、別途専門的技術的見地から検討し統計法体系の中でなんらかの措置を講ずるなどの方針が窺知され、その専門的技術的見地からの検討のため同年秋統計審議会にこの問題について諮問することとした。

情報処理振興事業協会監事  
(元総務庁統計局統計基準部長)

坂本 信三

### 3. 統計審議会答申

同年暮れの同審議会答申では、先ず基本的考え方として、第1点は、統計調査についてはその特殊性から個人情報保護に関する法的措置とは別途に統計関係法令において対応措置を講ずる。第2点として、統計調査においては、電子計算機処理に係る個人情報保護だけが問題となるのではない。統計調査の性格から、電子計算機処理であろうが手作業処理であろうが、また個人であろうが法人のような団体であろうが秘密の保護は均しく問題となる、という考え方の下に、具体的には次のような方向づけがなされたのである。先ず第1点は、従来指定統計にのみかぶせられていた秘密保護規定を届出統計調査、承認統計調査にも及ぼせる。第2点として、主に統計調査の重複排除と秘密保護の見地から設けられている指定統計の目的外利用規制の制度を届出統計調査、承認統計調査にも拡大する。第3点として、統計調査によって得られた調査票等の秘密保護の管理面に関する規定を整備する、というものであった。

### 4. 統計法等の改正

以上のような答申を頂戴し、また他方行政機関個人情報保護法案の方においても統計分野を除外するという方針が最終的に決定され、統計法の改正作業に入ったのが昭和63年2月頃のことであった。その後各省庁との折衝の結果、上記答申のうち第1点と第3点は答申通り、また第2点目につ

いては、地方自治を尊重した各省庁の自主性を尊重するという配慮を加え法案をまとめ、同年4月28日閣議決定、国会提出となったのである。なお、統計報告調整法についても若干の修正が必要になり、また統計法に関しては、上記のほか国勢調査に関する規定についても従来から若干疑義のあった点の規定の整備を図っている。統計関係改正法等と行政機関個人情報保護法案は同時に国会提出、その国会では継続審査、次の臨時国会の会期末近く昭和63年12月9日無修正で成立、統計関係改正法案は翌平成元年10月1日施行され現在に至っている。

### おわりに

以上昭和63年の統計法の改正経緯を簡単に振り返ったが、この機会に統計調査の秘密保護の問題、あるいはプライバシー保護の問題などに興味を抱いて頂ければ幸甚に思う次第である。